

(様式1) 地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括表

◆ 貴市町村の地域生活支援拠点等の目指している姿
障がいのある方の地域での生活を支援する体制（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備することにより、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方の地域移行を進めることを地域生活支援拠点の目的とする。 【機能】 ①相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。 ②緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能 ③体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験・場を提供する機能。 ④専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な方や行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。 ⑤地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

◆ 第6期障害福祉計画	(令和3年度～令和5年度)における地域生活支援拠点等の目標について			
目標値	令和5年度末の 地域生活支援拠点整備数	運用状況の検証・検討回数		
		障害福祉計画の1年目 (令和3年度)	障害福祉計画の2年目 (令和4年度)	障害福祉計画の3年目 (令和5年度)
0	1箇所	年 1 回	年 1 回	年 1 回

障害福祉計画の2年目	地域生活支援拠点等の機能・運営状況の評価に係る総括
------------	---------------------------

I. 地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標				
(a) 【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	【要支援者の事前把握】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」を設置し、緊急入所に備えた利用者の事前登録（フェイスシートの記載等）を受け付け、登録情報を整理・管理する。 また、受入施設（短期入所施設）の空き状況に関する情報収集を行い、緊急受入れに備える。	「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」を設置し、緊急入所に備えた利用者の事前登録（フェイスシートの記載等）を受け付け、登録情報を整理・管理する。 また、受入施設（短期入所施設）の空き状況に関する情報収集を行い、緊急受入れに備える。	「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」を設置し、緊急入所に備えた利用者の事前登録（フェイスシートの記載等）を受け付け、登録情報を整理・管理する。 また、受入施設（短期入所施設）の空き状況に関する情報収集を行い、緊急受入れに備える。	
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会合に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇐ 一定程度できている		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇐ 一定程度できている	
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること	
	事業開始にあわせて市より市内障害福祉サービス事業所及び各区役所での案内配架により多くの問い合わせがあり、希望する家庭より事前登録が行われている。事前登録された情報に関しては整理・管理を行っている。 受入を担う施設（短期入所事業所）には市から空き情報を都度元氣さ一ちへ登録するよう案内をしている。		事業開始にあわせて市より市内障害福祉サービス事業所及び各区役所での案内配架により多くの問い合わせがあり、希望する家庭より事前登録が行われている。事前登録された情報に関しては整理・管理を行っている。 受入を担う施設（短期入所事業所）には市から空き情報を都度元氣さ一ちへ登録するよう案内をしている。	
	◇今後の対応等（自由記述） 福祉サービスの利用がない、区役所での情報を拾いきれない等の家庭まで情報が届いておらず、緊急事態があった際に家庭で抱え込んでしまう懸念はあり、いかに対応を必要とする家庭についての把握をしていくかが課題となる。緊急入所受入先調整窓口が把握するのは現実的には難しく、要支援者の事前把握に関しては、委託相談支援事業所がその中心的役割を担うのが機能的だと考える。		福祉サービスの利用がない、区役所での情報を拾いきれない等の家庭まで情報が届いておらず、緊急事態があった際に家庭で抱え込んでしまう懸念はあり、いかに対応を必要とする家庭についての把握をしていくかが課題となる。緊急入所受入先調整窓口が把握するのは現実的には難しく、要支援者の事前把握に関しては、委託相談支援事業所がその中心的役割を担うのが機能的だと考える。	

(b) 【相談機能】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時を含む相談体制の確保	【相談機能】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	札幌市における「相談」機能を担う主な機関（下記のとおり）において、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行う。 (1) 札幌市（各区役所保健福祉課） (2) 委託相談支援事業所 (3) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 (4) 地域定着支援事業所 (5) 基幹相談支援センター (6) 障がい者虐待相談窓口 (7) 札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口	札幌市における「相談」機能を担う主な機関（下記のとおり）において、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行う。 (1) 札幌市（各区役所保健福祉課） (2) 委託相談支援事業所 (3) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 (4) 地域定着支援事業所 (5) 基幹相談支援センター (6) 障がい者虐待相談窓口 (7) 札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口	札幌市における「相談」機能を担う主な機関（下記のとおり）において、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行う。 (1) 札幌市（各区役所保健福祉課） (2) 委託相談支援事業所 (3) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 (4) 地域定着支援事業所 (5) 基幹相談支援センター (6) 障がい者虐待相談窓口 (7) 札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口	
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会盟体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 十分できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 十分できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口の設置について、関係機関との事前調整や契約事務に時間を要したことから令和3年度当初から稼働できなかったが、令和3年10月以降の稼働後は十分に機能していると考えられる。 また、委託相談支援事業所の相談体制を強化するため、相談員の増員を行った。		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口の設置について、関係機関との事前調整や契約事務に時間を要したことから令和3年度当初から稼働できなかったが、令和3年10月以降の稼働後は十分に機能していると考えられる。 また、委託相談支援事業所の相談体制を強化するため、相談員の増員を行った。	
(c) 【緊急時の受け入れ・対応】 把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時の受け入れ先の確保	【緊急時の受け入れ・対応】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。	
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会盟体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、移動することが難しい状況の対象者には、訪問をし状態が落ち着くまでの見守り対応、また、医療機関や児童相談所、行政機関等への連絡など、必要な対応を行っているが、現状、札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口が1か所しかなく、医療的ケアを要する方についての対応に限界がある。		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、移動することが難しい状況の対象者には、訪問をし状態が落ち着くまでの見守り対応、また、医療機関や児童相談所、行政機関等への連絡など、必要な対応を行っているが、現状、札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口が1か所しかなく、医療的ケアを要する方についての対応に限界がある。	
	◇今後の対応等（自由記述） 現状としては対応ができていないものの、医療的ケアを要する方については福祉型短期入所事業所では対応の限界があることから、札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口が現在の1か所でも良いかなど、今後の実績等を見ながら検証・検討する。		◇今後の対応等（自由記述） 現状としては対応ができていないものの、医療的ケアを要する方については福祉型短期入所事業所では対応の限界があることから、札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口について、現在の1か所でも良いかなど、令和5年度までは実績等を見ながら検証・検討してきた。その結果、利用者の安心・安全のためには、障がい特性に応じて身体と知的で、それぞれを得意とする別の法人による運営であることが望ましいことが判明した。については、各1か所の計2か所に、体制を整え直す必要がある。	

(d) 【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	【地域移行のニーズ把握】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査（3年に1度実施）において、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向について、ニーズの把握活動を実施している。	札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査（3年に1度実施）において、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向について、ニーズの把握活動を実施している。	札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査（3年に1度実施）において、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向について、ニーズの把握活動を実施している。	
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会メンバーに参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査（3年に1度）を実施し、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向についてのニーズ把握を行っていることから、一定程度できていると考える。		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査（3年に1度）を実施し、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向についてのニーズ把握を行っていることから、一定程度できていると考える。	
	◇今後の対応等（自由記述） 引き続き、札幌市において、札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査の実施を継続し、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向について、ニーズの把握を行っていく。		◇今後の対応等（自由記述） 引き続き、札幌市において、札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査の実施を継続し、入所施設に入居している障がい者数等の把握や精神科病院に長期入院している障がい者数等の把握を行い、地域生活への意向について、ニーズの把握を行っていく。	
(e) 【体験の機会・場の確保】 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施	【体験の機会・場】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助事業所（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供していく。	地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助事業所（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供していく。	地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助事業所（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供していく。	
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会メンバーに参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市において、共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所に対する補助（グループホーム新築整備補助金・障がい者地域生活サービス基盤整備費補助金）を行い、障がいのある方の一人暮らし等の居住機会の体験の場となる施設の増加が図られている。		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市において、共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所に対する補助（グループホーム新築整備補助金・障がい者地域生活サービス基盤整備費補助金）を行い、障がいのある方の一人暮らし等の居住機会の体験の場となる施設の増加が図られている。	
	◇今後の対応等（自由記述） 引き続き、札幌市において、共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所に対する補助（グループホーム新築整備補助金・障がい者地域生活サービス基盤整備費補助金）を行い、障がいのある方の一人暮らし等の居住機会の体験の場となる施設の増加を図っていく。 また、体験の場となる施設の質の向上や日中活動の場に関する実施機関の把握方法等について、検討していく。		◇今後の対応等（自由記述） 引き続き、札幌市において、共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所に対する補助（グループホーム新築整備補助金・障がい者地域生活サービス基盤整備費補助金）を行い、障がいのある方の一人暮らし等の居住機会の体験の場となる施設の増加を図っていく。 また、体験の場となる施設の質の向上や日中活動の場に関する実施機関の把握方法等について、検討していく。	

(f) 【専門的人材の確保・養成】 専門性の確保に向けた取組の実施	【専門的人材の確保・養成】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	医療的ケアが必要な方や行動障がい を有する方、高齢化に伴い重度 化した障がいのある方等に対し て、専門的な対応を行うことがで きる体制の確保や、専門的な対応 ができる人材の養成を行う。	医療的ケアが必要な方や行動障がい を有する方、高齢化に伴い重度 化した障がいのある方等に対し て、専門的な対応を行うことがで きる体制の確保や、専門的な対応 ができる人材の養成を行う。	医療的ケアが必要な方や行動障がい を有する方、高齢化に伴い重度 化した障がいのある方等に対し て、専門的な対応を行うことがで きる体制の確保や、専門的な対応 ができる人材の養成を行う。	
	コメンター（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活 支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会盟体に参加している障害者等や家族、地域の関係者など による評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市（指定管理者である札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）を含む）において、人材確保・定着や魅力ある職場づくりに向けた研修の実施や、事業所職員の処遇改善を図る（障がい福祉人材確保・定着サポート事業）ことで、人材の確保を図っていることや、知識・支援技術の向上等を目的とした研修（札幌市医療的ケア児等支援者養成研修会、発達障がい講座等）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図っている。 また、札幌市自立支援協議会において、知識・支援技術の向上等を目的とした研修（障がい者支援員養成研修、障がい者就労支援員養成研修等）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図っている。		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 札幌市（指定管理者である札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）を含む）において、人材確保・定着や魅力ある職場づくりに向けた研修の実施や、事業所職員の処遇改善を図る（障がい福祉人材確保・定着サポート事業）ことで、人材の確保を図っていることや、知識・支援技術の向上等を目的とした研修（札幌市医療的ケア児等支援者養成研修会、発達障がい講座等）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図っている。 また、札幌市自立支援協議会において、知識・支援技術の向上等を目的とした研修（障がい者支援員養成研修、障がい者就労支援員養成研修等）の開催により、専門的な対応ができる人材の養成を図っている。 これらの施策にもかかわらず、厳しい人材不足に苦しんでいる事業所が多数ある状況となっている。	
	◇今後の対応等（自由記述） 引き続き、上記の取組みの実施を継続し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。		◇今後の対応等（自由記述） 引き続き、上記の取組みの実施を継続のうえ改善策を検討し、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。	
(g) 【地域の体制づくり】 把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施	【地域の体制づくり】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	札幌市における「地域の体制づくり」機能を担う主な機関（下記のとおり）において、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。 (1) 札幌市自立支援協議会 (2) 基幹相談支援センター	札幌市における「地域の体制づくり」機能を担う主な機関（下記のとおり）において、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。 (1) 札幌市自立支援協議会 (2) 基幹相談支援センター	札幌市における「地域の体制づくり」機能を担う主な機関（下記のとおり）において、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。 (1) 札幌市自立支援協議会 (2) 基幹相談支援センター	
	コメンター（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活 支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会盟体に参加している障害者等や家族、地域の関係者など による評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない） ブルダウン選択⇒ 一定程度できている ※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 自立支援協議会の各区地域部会や専門部会（相談支援部会、就労支援推進部会、子ども部会）等において、障がいのある方やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係機関が顔の見えるネットワークを構築し情報共有を行い、地域課題の発掘・解決などに取り組んでいる。基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制の強化に取り組むとともに、自立支援協議会の事務局として、地域づくりの推進に取り組んでいる。令和4年度は自立支援協議会の活動や役割を多くの人に知ってもらうため、好事例集を作成した。		◇現状・課題に係る評価（自由記述） ※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること 自立支援協議会の各区地域部会や専門部会（相談支援部会、就労支援推進部会、子ども部会）等において、障がいのある方やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係機関が顔の見えるネットワークを構築し情報共有を行い、地域課題の発掘・解決などに取り組んでいる。基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制の強化に取り組むとともに、自立支援協議会の事務局として、地域づくりの推進に取り組んでいる。令和4年度は自立支援協議会の活動や役割を多くの人に知ってもらうため、好事例集を作成した。	
	◇今後の対応等（自由記述） 現在、新たな取組として、自立支援協議会に重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームを設置し、課題の掘り下げや日常生活の実態調査、地域づくりの推進に向けて検討を進めている。こうした取組とともに、引き続き、各区地域部会や専門部会における活動を推進し、今後も障がいのある方やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、取り組んでいく。		◇今後の対応等（自由記述） 現在、新たな取組として、自立支援協議会に重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームを設置し、課題の掘り下げや日常生活の実態調査、地域づくりの推進に向けて検討を進めている。こうした取組とともに、引き続き、各区地域部会や専門部会における活動を推進し、今後も障がいのある方やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、取り組んでいく。	

Ⅱ. 地域生活支援拠点等の運営状況に関する評価指標				
(h) 【拠点等の運営状況】 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築	【拠点等の運営状況】 の整備や運用に関する目標 ※目指している姿・目標	障害福祉計画の1年目 (令和3年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の2年目 (令和4年度) ※できる限り数値目標も	障害福祉計画の3年目 (令和5年度) ※できる限り数値目標も
	目標値は設定していない。	目標値は設定していない。	目標値は設定していない。	
	コアメンバー（整備主体である市町村の担当者や拠点コーディネーター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）による自己評価		協議会等の会員体に参加している障害者等や家族、地域の関係者などによる評価（協議会等による評価）	
	◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない）		◇充足度（十分できている/一定程度できている/全くできていない）	
	ブルダウン選択⇒ 一定程度できている		ブルダウン選択⇒ 一定程度できている	
	※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること		※様式2の詳細の評価を踏まえて評価すること	
	◇現状・課題に係る評価（自由記述）		◇現状・課題に係る評価（自由記述）	
	※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること		※中間目標（障害福祉計画の2年目）を踏まえて評価すること	
	「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」の設置時に市内全障害福祉サービス事業所あてに制度の周知を行った。 また、調整窓口に関するリーフレットを各区の窓口に配架している。 さらに、札幌市と調整窓口受託者である社会福祉法人はるにれの里の担当で、定期的に緊急入所受入先調整事業担当者会議を開催し、個別の支援ケースの対応状況について、情報共有を行っている。		「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」の設置時に市内全障害福祉サービス事業所あてに制度の周知を行った。 また、調整窓口に関するリーフレットを各区の窓口に配架している。 さらに、札幌市と調整窓口受託者である社会福祉法人はるにれの里の担当で、定期的に緊急入所受入先調整事業担当者会議を開催し、個別の支援ケースの対応状況について、情報共有を行っている。	
	◇今後の対応等（自由記述）		◇今後の対応等（自由記述）	
	引き続き、必要に応じ、「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」の制度周知を図っていくとともに、調整窓口受託者である社会福祉法人はるにれの里との担当者会議を開催し、個別の支援ケースの対応状況についての情報共有を図っていく。		引き続き、必要に応じ、「札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口」の制度周知を図っていくとともに、調整窓口受託者である社会福祉法人はるにれの里との担当者会議を開催し、個別の支援ケースの対応状況についての情報共有を図っていく。	

備考欄：地域生活への移行に関する第6期障害福祉計画の成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

◆令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数（国の指針：令和元年度末施設入所者の6%以上）

（灰色部分にご記入ください）

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（A）	2,009人
【目標値】令和5年度（2023年度）末時点の地域生活移行者数（B）	60人
令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活移行者の割合（B/A）	3.0%

目標達成のための方策	＜介護・見守り体制の充実＞ ・地域生活を行うために必要な介護・見守り体制を構築 ・重度の障がいのある方に対応した訪問系・日中活動系サービスの利用、地域定着支援などの利用を促進。 ・重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、従来の基準（「定型」という）とは別に、個々の事情に応じて必要な介護時間を個別に決定する判断基準（いわゆる「非定型」）を導入します。 ・緊急時の相談支援や受入れ先の確保等の機能を備える地域生活支援拠点等も活用し、障がいのある方の生活を地域全体で支える。 ・施設退所後、生活介護の利用が多く見込まれることから、生活介護事業所における重度障がいのある方の受入促進を図る。 ＜住まいの確保＞ ・グループホームの整備促進などにより、住まいの確保を図る。 ・民間住宅への移行が可能な方は、障がい者相談支援事業所が行う住宅入居等支援業務などにより、民間住宅等への入居を促進。 ・市営住宅入居者募集の抽選時の優遇や、入居から退去までをサポートする相談体制の充実等により民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全網）を構築し、高齢の方、障がいのある方など、住宅確保要配慮者の居住の場の安全確保を目指す。 ＜相談支援の充実＞ ・地域移行支援及び地域定着支援の利用促進により、施設入居者への地域移行を促進。
	第1回委員会の資料では、「備考欄」の資料のうち「地域生活への移行者数」と「施設入所者の減少数」の表が崩れて、混同してしまっておりました。 今回、別の表に戻して整理しなおしました。

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
【実績値】地域生活移行者数（C）	18人	23人	
【実績値】地域生活移行者数の割合（C/A）	0.9%	1.1%	0.0%
【実績値】地域生活移行者数の累積値（D）	18人	41人	41人
【実績値】地域生活移行者数の累積値に占める割合（D/A）	0.9%	2.0%	2.0%

◆令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数（国の指針：令和元年度末施設入所者の1.6%以上削減）

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（A）	2,009人
【目標値】令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者の減少見込数（B）	110人
令和元年度末時点の施設入所者のうち、施設入所者の減少見込の割合（B/A）	5.5%

目標達成のための方策	＜介護・見守り体制の充実＞ ・地域生活を行うために必要な介護・見守り体制を構築 ・重度の障がいのある方に対応した訪問系・日中活動系サービスの利用、地域定着支援などの利用を促進。 ・重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、従来の基準（「定型」という）とは別に、個々の事情に応じて必要な介護時間を個別に決定する判断基準（いわゆる「非定型」）を導入します。 ・緊急時の相談支援や受入れ先の確保等の機能を備える地域生活支援拠点等も活用し、障がいのある方の生活を地域全体で支える。 ・施設退所後、生活介護の利用が多く見込まれることから、生活介護事業所における重度障がいのある方の受入促進を図る。 ＜住まいの確保＞ ・グループホームの整備促進などにより、住まいの確保を図る。 ・民間住宅への移行が可能な方は、障がい者相談支援事業所が行う住宅入居等支援業務などにより、民間住宅等への入居を促進。 ・市営住宅入居者募集の抽選時の優遇や、入居から退去までをサポートする相談体制の充実等により民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット（安全網）を構築し、高齢の方、障がいのある方など、住宅確保要配慮者の居住の場の安全確保を目指す。 ＜相談支援の充実＞ ・地域移行支援及び地域定着支援の利用促進により、施設入居者への地域移行を促進。

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
【実績値】施設入所者の減少数（C）	73人	33人	
【実績値】施設入所者の減少割合（C/A）	3.6%	1.6%	0.0%
【実績値】施設入所者の減少数の累積値（D）	73人	106人	106人
【実績値】施設入所者の減少数の累積値に占める割合（D/A）	3.6%	5.3%	5.3%

12月9日現在で、まだ2022年度が非公表のため更新できない
→1月4日現在で2022年度公表済みになったため更新しました。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

630調査	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）
精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数（合計）	5,423人	5,437人	5,000人
3ヶ月未満（急性期）	1,061人	1,064人	1,053人
	（うち）65歳未満 524人	505人	437人
	（うち）65歳以上 537人	559人	616人
3ヶ月以上1年未満	1,050人	968人	859人
	（うち）65歳未満 283人	287人	250人
	（うち）65歳以上 767人	681人	609人
1年以上	3,312人	3,405人	3,088人
	（うち）65歳未満 1,156人	1,152人	1,052人
	（うち）65歳以上 2,156人	2,253人	2,036人

※実績値の記入方法

1. インターネット上で「リムラッド」を検索し、ReMHRAD - 地域精神保健福祉資源分析データベース（<https://remhrad.jp/>）にアクセスする。
2. トップページで「在・退院者の状況」＞「在院」を選択。都道府県を選択し、「自治体を指定」で自治体を選択する。
3. 「年齢区分」で65歳未満/65歳以上、入院期間をそれぞれ選択すると各期間での入院者数が示される。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての目標値等 ※地域移行支援給付目標値、協議の場の開催回数等、責自治体の目標内容を記載してください。	保健、医療（精神科）、福祉、介護、障がいのある方、家族の参加を得て、地域包括ケアシステムを構築するために必要となる協議の場を年2回設け、目標設定及び評価の実施を年1回行う。
--	---

(様式2) 必要な機能及び運営状況の評価指標に係るチェックリスト

I. 地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標

(a) 【要支援者の事前把握及び体制】緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）		
a-01	拠点コーディネーターの配置	a-01①	拠点コーディネーターを配置しているか ※拠点コーディネーターとは、地域生活支援拠点等の運営を中心に担う職員として、次の機能・業務内容を担う者を想定しています。 【機能①】緊急時の支援が見込めない者を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う機能 【機能②】地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能 ※専従の拠点コーディネーターとは、上記の機能①②を担う職員として配置された者であって、かつ、他の機関・事業所を兼務していない者を指します。	【×】配置していない		
		◆確認事項１： 拠点コーディネーターの配置場所と配置人数（常勤・非常勤別）				
	a-01②	配置している場合、コーディネーターとして期待される役割を担うことができているか	◆確認事項２： 拠点コーディネーターの配置場所と配置人数（専従・兼務別）			
a-02	緊急時の支援が見込めない障害者等の事前把握	a-02①	緊急時の支援が見込めない障害者等を拠点等として事前に把握しているか	【チェック欄（プルダウン選択）】		
				◆確認事項： 拠点コーディネーターが担っている業務内容（該当するものに○）		
				— 緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録 — 常時の連絡体制の確保（拠点コーディネーターが中心となって複数の機関等により常時の連絡体制を整備している場合を含む） — 緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応 — 入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握 — 在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握 — 地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓 — 専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施 — 地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関・事業所による連携会議の開催 — 地域生活支援拠点等の広報・周知		
a-03	事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理	a-03①	緊急時の支援が見込めない障害者等の登録・名簿管理をしているか	【○】実施している		
		a-03②	事前把握した名簿の更新を行っているか	【×】実施していない		
		a-03③	緊急時に対応するために必要な情報（障害者等の状態像、同居する家族の連絡先等）を適切に把握しているか	【◎】十分できている		
a-04	事前把握した緊急時の支援が見込めない障害者等の名簿の「緊急時の受け入れ・対応」について実施機関との間で情報共有	a-04①	「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関との間で情報共有をしているか	【○】実施している		
		a-04②	個別事例ごとに、緊急時の対応の仕方や協力機関が決められていて、障害者等・家族・関係機関等と共有されているか	【×】実施していない		
		a-04③	緊急時に利用する機関がある場合に、平時において障害者等・家族がその機関を見学、体験利用等を行っているか	【×】実施していない		
a-05	事前把握していない障害者等への緊急時の対応の準備について	a-05①	事前把握していない障害者等について、緊急時の対応が必要になった際に、支援できる体制について検討・準備しているか	【○】実施している		
		a-05②	障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害者について、緊急時の対応が必要になった際に、市町村長が「やむを得ない理由による措置」に基づき支援できる体制について検討・準備しているか	【○】実施している		
a-06	複数法人が拠点機能を担う場合の指揮命令系統の構築について	a-06①	緊急時対応の場合において、必要に応じて市町村による対応指示が行われる体制を確保するなど、指揮命令系統を確保しているか	【×】実施していない		

(b) 【相談機能】把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）											
b-01	拠点等として「相談」の実施機関の位置付け	b-01①	拠点等として「相談」を行う実施機関を位置付けているか	【○】位置付けている											
				◆確認事項：拠点等における「相談機能」の実施機関											
				<table><tr><td></td><td>設置数（箇所）</td></tr><tr><td>1. 基幹相談支援センター</td><td>1</td></tr><tr><td>2. 市町村障害者相談支援事業</td><td>19</td></tr><tr><td>3. 指定相談支援事業所</td><td>(省)151(県)117</td></tr><tr><td>4. その他の事業所又は機関</td><td>2</td></tr></table>		設置数（箇所）	1. 基幹相談支援センター	1	2. 市町村障害者相談支援事業	19	3. 指定相談支援事業所	(省)151(県)117	4. その他の事業所又は機関	2	
	設置数（箇所）														
1. 基幹相談支援センター	1														
2. 市町村障害者相談支援事業	19														
3. 指定相談支援事業所	(省)151(県)117														
4. その他の事業所又は機関	2														
b-02	拠点等の「相談」の実施機関における緊急時の相談体制の確保	b-02①	24時間の相談体制を確保しているか	【◎】十分できている											
				◆確認事項１：体制の確保方法（該当するものに○）											
				<table><tr><td>—</td><td>単独の相談支援事業所による体制</td></tr><tr><td>○</td><td>複数の相談支援事業所による体制</td></tr><tr><td>—</td><td>グループホーム等との連携による体制</td></tr></table>	—	単独の相談支援事業所による体制	○	複数の相談支援事業所による体制	—	グループホーム等との連携による体制					
—	単独の相談支援事業所による体制														
○	複数の相談支援事業所による体制														
—	グループホーム等との連携による体制														
				◆確認事項２：対象者の範囲（該当するものに○）											
				<table><tr><td>○</td><td>法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等</td></tr><tr><td>○</td><td>対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）</td></tr><tr><td>○</td><td>対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）</td></tr></table>		○	法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等	○	対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）	○	対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）				
○	法定サービス（自立生活援助・地域定着支援）の障害者等														
○	対象区域のうち事前に登録した全て又は一部の障害者等（法定サービスの対象者を除く）														
○	対象区域全ての障害者等（法定サービスの対象者以外）														
b-03	拠点等において「相談」に関わる実施体制	b-03①	拠点等において「相談」に関わる実施体制の人員に不足はないか	【○】人員体制は充足している											
				◆確認事項：実施体制											
				<table><tr><td>1. 「相談」に関わる職員数</td><td>92.0</td><td>人</td></tr><tr><td>2. （うち）相談支援専門員の人数</td><td>23.0</td><td>人</td></tr></table>	1. 「相談」に関わる職員数	92.0	人	2. （うち）相談支援専門員の人数	23.0	人					
1. 「相談」に関わる職員数	92.0	人													
2. （うち）相談支援専門員の人数	23.0	人													
		b-03②	緊急的な相談について必要に応じて緊急受入や緊急訪問、関係機関につなげるなど、適切に対応ができているか	【◎】十分できている											

(c) 【緊急時の受け入れ・対応】把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）																
c-01	緊急時の連絡調整のルール策定	c-01①	「緊急時」の該当基準や要支援者の受入基準を策定し、実施機関に周知しているか	【×】実施していない																
		c-01②	「緊急時」に適切に対応するためのマニュアルやフローチャートを策定し、実施機関に周知しているか	【×】実施していない																
c-02	拠点等として「緊急時の受け入れ・対応」の実施体制	c-02①	「緊急時の受入・対応」の機関は十分に確保しているか	【○】一定程度できている																
		◆確認事項１：要支援者の受け入れ要請の相談受付件数																		
		要支援者の受け入れ要請の相談受付件数 5.4 件／月																		
		◆確認事項２：拠点等として確保している空室の数（空室の合計は受入可能人数の目安）																		
		<table><tr><td></td><td>箇所数の合計</td><td>空室の合計（室）</td></tr><tr><td>1. 短期入所事業所</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>2. グループホーム</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>3. 障害者支援施設</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>4. 宿泊型自立訓練</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>5. その他（マンション等）</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>				箇所数の合計	空室の合計（室）	1. 短期入所事業所	8	8	2. グループホーム	0	0	3. 障害者支援施設	0	0	4. 宿泊型自立訓練	0	0	5. その他（マンション等）
	箇所数の合計	空室の合計（室）																		
1. 短期入所事業所	8	8																		
2. グループホーム	0	0																		
3. 障害者支援施設	0	0																		
4. 宿泊型自立訓練	0	0																		
5. その他（マンション等）	0	0																		
◆確認事項３：拠点等として緊急時対応を行う事業所																				
<table><tr><td></td><td>箇所数の合計</td></tr><tr><td>1. 訪問系サービス事業所</td><td>0</td></tr><tr><td>2. その他の事業所（なないろ）</td><td>1</td></tr></table>				箇所数の合計	1. 訪問系サービス事業所	0	2. その他の事業所（なないろ）	1												
	箇所数の合計																			
1. 訪問系サービス事業所	0																			
2. その他の事業所（なないろ）	1																			
		c-02②	不足する場合、地域の緊急受入先の確保・開拓をしているか	【○】実施している																
		c-02③	緊急保護時の不測事態に備えた医療機関等との連携体制を確保しているか	【○】一定程度できている																
c-03	自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制の確保	c-03①	自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所（拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の実施機関でない事業所）との連携体制を確保しているか	【○】一定程度できている																
		c-03②	自拠点等で受入困難時の連携している事業所の担当者及び連絡先を把握し、事業所内で共有しているか	【○】一定程度できている																
		c-03③	当該事業所において、受け入れ対応が可能（又は困難）な障害者等の状態像を把握しているか	【◎】十分できている																

(d) 【地域移行のニーズ把握】障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）
d-01	入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（１）	d-01①	入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行について、ニーズの把握活動を定期的に実施しているか	【○】一定程度できている
				◆確認事項：実施した地域移行のニーズ調査（該当するものに○）
				○ 入所施設に入居している障害者等の数の把握
				— 精神科病院に長期入院している障害者等の数の把握
				— 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画
d-02	入所施設・精神科病院等からの地域移行に係るニーズの把握活動について（２）	d-02①	入所・入院中の障害者等一人ひとりの地域移行のニーズについて、本人のもとへ訪問して面接する等を行い、拠点コーディネーターが中核となって収集しながら計画相談の相談員が適切に把握しているか。また、地域移行支援等、地域移行や移行後の生活を支える社会資源等について説明を行っているか。	【×】全くできていない
				◆確認事項：把握した体験利用のニーズ（該当するものに○）
				— グループホームの体験宿泊等
				— 親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等
				— 緊急時の対応を想定した、平時において行うグループホーム等の体験宿泊等
				— 通所事業所の体験利用
d-03	在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握	d-03①	在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズを拠点コーディネーター等が把握しているか	【○】一定程度できている
				◆確認事項：把握した体験利用のニーズ（該当するものに○）
				○ グループホームの体験利用
				○ 親元等からの自立や、一人暮らしに向けた体験宿泊等
				○ 緊急時の対応を想定した体験利用
				○ 通所事業所の体験利用

(e) 【体験の機会・場の確保】把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）																
e-01	拠点等として「体験の機会・場」の確保	e-01①	拠点等として「体験の機会・場」を確保しているか	【○】一定程度できている																
				◆確認事項１：「体験の機会・場」に関する実施機関の体制																
		<table><tr><td></td><td>箇所数の合計</td></tr><tr><td>1. 短期入所事業所</td><td>3</td></tr><tr><td>2. グループホーム</td><td>78</td></tr><tr><td>3. 宿泊型自立訓練</td><td>1</td></tr><tr><td>4. 通所事業所</td><td>149</td></tr><tr><td>5. 障害児関連の事業所</td><td>23</td></tr><tr><td>6. その他（福祉ホーム）</td><td>1</td></tr></table>			箇所数の合計	1. 短期入所事業所	3	2. グループホーム	78	3. 宿泊型自立訓練	1	4. 通所事業所	149	5. 障害児関連の事業所	23	6. その他（福祉ホーム）	1			
			箇所数の合計																	
1. 短期入所事業所	3																			
2. グループホーム	78																			
3. 宿泊型自立訓練	1																			
4. 通所事業所	149																			
5. 障害児関連の事業所	23																			
6. その他（福祉ホーム）	1																			
◆確認事項２：対象者の範囲（該当するものに○）																				
☐ グループホームの体験利用 ☐ 一人暮らしに向けた体験宿泊 ☐ 緊急時の対応を想定した体験利用 ☐ 通所事業所の体験利用																				
		e-01②	確保している場合、対象となる利用者の範囲・場所はニーズに照らして十分なものとなっているか ※希望者数・（うち）待機者数を確認することにより、体験利用・体験宿泊について対応できたニーズ、対応できなかったニーズを把握します。	【○】一定程度できている																
				◆確認事項：把握した体験利用のニーズと拠点等における実績																
				<table><tr><td></td><td>体験利用の希望者数</td><td>（うち）待機者数</td><td>実際の利用者数</td></tr><tr><td>1. グループホームの体験利用</td><td>132</td><td>52</td><td>183</td></tr><tr><td>2. 一人暮らしに向けた体験宿泊</td><td>18</td><td>5</td><td>13</td></tr><tr><td>3. 緊急時の対応を想定した体験利用</td><td>110</td><td>81</td><td>29</td></tr><tr><td>4. 通所事業所の体験利用</td><td>2,161</td><td>656</td><td>1,505</td></tr></table>		体験利用の希望者数	（うち）待機者数	実際の利用者数	1. グループホームの体験利用	132	52	183	2. 一人暮らしに向けた体験宿泊	18	5	13	3. 緊急時の対応を想定した体験利用	110	81	29
	体験利用の希望者数	（うち）待機者数	実際の利用者数																	
1. グループホームの体験利用	132	52	183																	
2. 一人暮らしに向けた体験宿泊	18	5	13																	
3. 緊急時の対応を想定した体験利用	110	81	29																	
4. 通所事業所の体験利用	2,161	656	1,505																	
e-02	地域の体験宿泊先の確保・開拓	e-02①	拠点コーディネーターを中心として活用可能な空き家・公民館等、障害福祉サービス事業所以外の社会資源の開拓をしているか	【×】全くできていない																
				◆確認事項：直近１年間で新たに設けた体験宿泊先																

(f) 【専門的人材の確保・養成】専門性の確保に向けた取組の実施

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）
f-01	専門性を高めるための人材養成研修のニーズの把握及び実施	f-01①	専門的な人材の確保・養成のニーズを把握しているか	【○】 十分できている
		f-01②	専門的な人材の確保・養成の研修を実施しているか	【○】 実施している、又は実施予定
		◆確認事項：拠点等の実施機関が実施している研修例（該当するものに○）		
		— 強度行動障害への対応		
		○ 医療的ケアが必要な人への対応		
		— ひきこもりへの対応		
f-02	拠点等の実施機関からのニーズを踏まえた外部研修の活用又は受講推奨	f-02①	外部研修の情報収集や受講の勧奨を行っているか	【×】 全くできていない
				◆確認事項：具体的な取組内容
		f-02②	収集した研修の情報を地域の関係機関等に情報提供しているか	【×】 実施していない

(g) 【地域の体制づくり】地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）	
g-01	緊急時の受け入れ・対応のための取り組み	g-01①	拠点コーディネーターが中心となって、緊急時の受け入れや対応に関することを協議するための関係機関・事業所による連携会議等を実施しているか	【○】 一定程度できている	
		g-01②	連携会議等において、緊急時の受け入れ・対応について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱われているか。	【×】 全くできていない	
g-02	地域移行・地域生活の継続支援のための取組	g-02①	拠点コーディネーターが中心となって、入所・入院等からの地域移行に関することを協議するための関係機関・事業所による連携会議を実施しているか	【×】 全くできていない	
		g-02②	連携会議等において、入所・入院中等からの地域移行について対応できた事例や対応しきれなかった事例、地域課題等について取り扱われているか	【×】 全くできていない	
g-03	共通事項	g-03①	地域の協力機関数が十分か。ニーズに対して地域の社会資源等が不足している場合に、協力依頼して登録事業所を増やす等、対応を図っているか	【○】 一定程度できている	
		g-03②	地域体制強化共同支援加算を算定しているか	【○】 算定している	
		◆確認事項：地域体制強化共同支援加算の算定状況			
		1. 地域体制強化共同支援加算の算事業者数		2.0	事業所／年
		2. 地域体制強化共同支援加算の算定回数		8.0	
g-03③	地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組みがあるか	【×】 実施していない		◆地域生活支援拠点等として取り組んでいる、独自の活動や取り組み、特色等＜自由記述＞	

Ⅱ. 地域生活支援拠点等の運営状況に関する評価指標

(h) 【地域生活支援拠点等の運営状況】地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築

評価項目		評価指標		取組状況（充足度）
h-01	地域住民に対する拠点等の存在・役割の広報・周知	h-01①	拠点等に位置づけられている事業所名や相談窓口等を利用者等及び地域住民（学校関係者・保護者を含む）に幅広く周知しているか	【○】実施している
				◆確認事項：周知方法（該当するものにチェック）
				— 拠点等のホームページに掲載
				— 市町村の広報誌への掲載
				○ 役所の相談窓口において紹介
				○ その他（具体的に：相談支援事業所等にて広く周知している。）
h-02	市町村（整備主体）の役割	h-02①	拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置し、拠点等機関コアメンバー（地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等）と連携して個別の支援ケースの対応状況について定期的（月に1～2回程度）に情報共有を行っているか	【○】実施している
h-03	関係機関との連携状況（支援拠点等に位置づけられている機関同士の有機的な連携、拠点等以外の機関との連携を含む）	h-03①	地域生活支援拠点等の運営について、コーディネーターと市町村担当者が密に連絡を取り合い、官民協働で取り組んでいる実感があるか	【○】一定程度は実感できている
		h-03②	前記①のコーディネーターと担当者を含めて、拠点等の運営について企画・検討する際に、圏域内で中核となる機関や人と協力体制を作り、コアメンバーを形成して協議できているか	【×】全くできていない